

くらしの相談所



【問合せ先】 市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

電力の契約先の変更は慎重に！

電気の小売りが全面自由化されて以降、電話勧誘をきっかけとした小売電気事業者の切り替えに関する相談が多く寄せられています。

【事例】

▼「電気料金が今より安くなる。参考に、検針票に記載されているお客様番号を教えてください」と言われ教えたら、見知らぬ小売電気事業者との契約に切り替わっていた

▼大手電力会社の関連会社を名乗る者から勧誘を受けたが、携帯電話の番号からの着信であり不審だ

【対策】

▼検針票に記載されている「お客様番号」や「供給地点特定番号」などは、電力の契約を新しい事業者に切り替える際に必要な情報であるため、安易に教えないようにしましょう

▼契約前に、契約先が国の登録を受けた事業者か、停電など、困った時の連絡先はどこかなどを確認しましょう。また、契約内容についてもじゅうぶん検討しましょう

▼契約を変更しない場合は、はっきりと断りましょう



市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前9時～午後4時（時間に余裕を持ってご相談ください）

司法書士による無料消費生活相談 **要予約**

とき＝9月3日☎13:30～16:30

ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先＝消費生活センター（☎28-9110）

9月は高齢者悪質商法被害防止 共同キャンペーン期間です

市では高齢者への注意喚起と相談の呼びかけを行っています。また、周囲の方々へ見守りの大切さを知ってもらうため、啓発用リーフレットを市内公共施設に設置します。高齢者を狙う悪質商法の被害を防ぎましょう。